

「賃貸住宅管理業者登録制度」について

国土交通省では、我が国において、賃貸住宅が住宅ストックの4分の1以上（約**1,340**万戸）を占め、約8割の所有者が管理会社に管理を委託しているなど、賃貸住宅管理の重要性は高い一方、管理に関する法規制やルールはなく、敷金、保証金の返還や契約の更新などの管理業務に係るトラブルは増加していることから、賃貸住宅管理業者登録制度を創設しました。

本制度では、賃貸住宅管理業者の登録に関し必要な事項を定める「賃貸住宅管理業者登録規程」、登録事業者が遵守すべき一定のルールを定める「賃貸住宅管理業務処理 準則」を国土交通省告示において規定し、**12月1日**より施行することとなりました。

この制度は、賃貸住宅管理業務に関して一定のルールを設けることで、借主と貸主の利益保護を図り、消費者は公開された登録事業者を管理業務や物件選択の判断材料として活用することが可能となります。

当社も登録に向けて準備を進めており、より良い管理会社として貸主様と借主様のお役に立てます様、努力を続けて参ります。

～ 年末年始休業のお知らせ ～

誠に勝手ながら、下記期間休業させていただきます。
何卒よろしくお願い申し上げます。

平成23年12月29日～平成24年1月5日